

2024 年 2 月 22 日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

- ① 食品中の農薬等の残留基準の一部改正について（食品健康影響評価の結果に変更がないもの等）
- ・ 文書による報告事項の概要…………… 3
 - ・ イソピラザム（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）…………… 4
 - ・ ヘキサコナゾール（インポートトレランス申請）…………… 9
 - ・ ベンチアバリカルブイソプロピル（適用拡大申請）……………11
 - ・ メタフルミゾン（適用拡大申請）……………14
 - ・ テフルベンズロン（インポートトレランス申請）……………21
 - ・ プロフラニリド（適用拡大申請、畜産物への基準値設定依頼及び動物用医薬品の承認申請）……………28

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

長期暴露評価：長期的な摂取量はいずれの品目・年齢等区分においても ADI（許容一日摂取量）の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

短期暴露評価：ARfD（急性参照用量）が設定されている品目について、各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イソピラザム （農薬/殺菌剤） （別紙 1）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	もも類、とうがらし	ADI:0.055 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 33.6% 幼小児（1～6歳） 70.5% 妊婦 35.1% 高齢者（65歳以上） 36.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ヘキサコナゾール （農薬/殺菌剤） （別紙 2）	インポートトレランス申請	とうがらし	ADI:0.0047 mg/kg 体重/日 ARfD:0.25 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 8.0% 幼小児（1～6歳） 26.3% 妊婦 6.5% 高齢者（65歳以上） 10.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ベンチアバリカルブイソプロピル （農薬/殺菌剤） （別紙 3）	適用拡大申請	ほうれんそう、バジル	ADI:0.069 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 12.9% 幼小児（1～6歳） 23.2% 妊婦 13.1% 高齢者（65歳以上） 14.9%
メタフルミゾン （農薬/殺虫剤） （別紙 4）	適用拡大申請	もも類、すもも	ADI:0.12 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 23.1% 幼小児（1～6歳） 36.3% 妊婦 21.9% 高齢者（65歳以上） 28.2%
テルベンズロン （農薬及び動物用医薬品/殺虫剤） （別紙 5）	インポートトレランス申請	えごま	ADI:0.021 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 42.5% 幼小児（1～6歳） 67.8% 妊婦 32.4% 高齢者（65歳以上） 52.9%
プロフラニリド （農薬及び動物用医薬品/殺虫剤） （別紙 6）	適用拡大申請、畜産物への基準値設定及び動物用医薬品の承認申請	未成熟とうもろこし、レタス類、畜産物等	ADI:0.017 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 50.7% 幼小児（1～6歳） 71.3% 妊婦 44.8% 高齢者（65歳以上） 56.2%

※別紙の答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に表記している。

農薬名

イソピラザム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
小麦	0.2	0.2		0.03	0.2	EU	【<0.01~0.116(#)(n=30)(EU小麦)】
大麦	0.6	0.6		0.6	0.6	EU	【<0.01~0.504(#)(n=30)(EU大麦)】
ライ麦	0.2	0.2		0.03	0.2	EU	【小麦参照】
その他の穀類	0.6	0.6		0.03	0.6	EU	【大麦参照】
らっかせい	0.01	0.01		0.01			
はくさい	5	5	○				0.29,1.87(¥)
キャベツ	3	3	○				0.65,1.40(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	40	○				7.67~19.1(n=4)(サラダ菜、リーフレタス)
にんじん	0.2	0.2		0.15			
トマト	3	3	○	0.4			0.69,1.39(¥)
ピーマン	0.09	0.09		0.09			
なす	2	2	○	0.4			0.32,0.58(¥)
その他のなす科野菜	1	0.09	IT	0.09			【0.35,0.37,0.48(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.06			0.09,0.42(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05			0.05	ニュージーランド	【<0.013~0.0239(n=8)(ニュージーランドかぼちゃ)】
しろうり	0.2	0.2		0.15			
メロン類果実(果皮を含む。)	3	3	○	0.15			0.56,1.33(¥)
まくわうり(果皮を含む。)	0.2	0.2		0.15			
りんご	5	5	○	0.4			1.04,2.32(¥)
日本なし	3	3	○	0.4			0.74,1.06(¥)
西洋なし	3	3	○	0.4			(日本なし参照)
マルメロ	0.4	0.4		0.4			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4	0.4		0.4			
もも(果皮及び種子を含む。)	6	5	○・申				0.30,0.75,2.42
ネクタリン	6		申				(もも(果皮及び種子を含む。)参照)
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○				(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	2	2	○				0.51,0.90(¥)
うめ	5	5	○				2.34,2.85(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○				1.18,2.12(¥)
いちご	5	5	○				1.27,1.76(¥)
ぶどう	8	8	○				0.62~3.59(n=4)
かき	2	2	○	0.4			0.27~0.74(n=4)
バナナ	0.06	0.06		0.06			
その他の果実	0.4	0.4		0.4			
なたね	0.2	0.2		0.2			
牛の筋肉	0.03	0.03		0.03			
豚の筋肉	0.03	0.03		0.03			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03		0.03			
牛の脂肪	0.03	0.03		0.03			
豚の脂肪	0.03	0.03		0.03			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03		0.03			
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02			
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02			
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05					※1
小麦ふすま				0.15		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:※2) のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2) 加工食品である「小麦ふすま」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦ふすまの加工係数を4.07と算出している。

答申（案）

イソピラザムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

イソピラザム

今回残留基準を設定する「イソピラザム」の規制対象は、イソピラザム（*syn*体及び*anti*体）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.6
ライ麦	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.6
らっかせい	0.01
はくさい	5
キャベツ	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40
にんじん	0.2
トマト	3
ピーマン	0.09
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
しろうり	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	3
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
りんご	5
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	6
ネクタリン	6
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	5

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	8
かき	2
バナナ	0.06
その他の果実 ^{注3)}	0.4
なたね	0.2
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注5)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 ヘキサコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のなす科野菜	0.2		IT			【韓国とうがらし(0.05,0.05,0.06)】
りんご	0.5	0.5	○			0.03, 0.12(¥)
日本なし	0.3	0.3	○			0.02, 0.08(¥)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも		0.1	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.7		○			0.10, 0.21(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.10, 0.12(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.2	○			0.03, 0.039(¥)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.021~0.13(n=4)
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			0.09, 0.14(¥)
かき	0.3	0.3	○			0.048, 0.06(¥)
その他の果実	0.2	0.2	○			0.02, 0.03(¥)(いちじく)
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

ヘキサコナゾールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ヘキサコナゾール

今回残留基準を設定する「ヘキサコナゾール」の規制対象は、ヘキサコナゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.2
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7
ネクタリン	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.5
かき	0.3
その他の果実 ^{注2)}	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.005~0.007(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
はくさい	2	2	○			0.026,0.595(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ブロッコリー	1	1	○			0.29,0.38(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○			1.66,5.00(リーフレタス)、 3.28,4.40(サラダ菜)
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.7	○			0.107,0.141(#)(¥) ※1
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.05,0.08(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	2	2	○			0.50,0.71(¥)(ミニトマト)
なす	1	2	○			0.161,0.482(#)(¥) ※1
その他のなす科野菜	1	2				【0.17,0.42(#)(¥)(韓国とうがらし)】 ※2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.075,0.149(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.04,0.06(#)(¥)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.6	0.6	○			0.15,0.17,0.27
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5	○			0.11,0.17(¥)
ほうれんそう	10		申			2.02~5.90(n=6)
みかん(外果皮を含む。)	1	1	○			0.26~0.43(n=4)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.08,0.37(¥)
レモン	0.7	1	○			0.16(かぼす),0.24(すだち)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
いちご	2	2	○			0.24,0.56(¥)
ぶどう	2	2	○			0.11~0.66(n=4)
その他の果実	1	1	○			0.31,0.34(¥)(いちじく)
その他のスパイス	6	6	○			1.10~2.10(n=4)(みかん果皮)
その他のハーブ	10		申			1.78,3.76(¥)(バジル)
はちみつ	0.05	0.05				※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)ねぎ(リーキを含む。)及びなすについては、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、ねぎ(リーキを含む。))は10.0%顆粒水和剤2000倍散布、なすは5.0%顆粒水和剤1000倍散布を基に換算した。

※2)とうがらしについて、3.5%水和剤の試験成績については、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、3.5%水和剤1000倍散布を基に換算した。1.75%顆粒水和剤の4回散布の試験成績については、GAPは3回散布で過剰なデータではあるが、半減期は5.24日で散布間隔は10日であり、初回の散布が3半減期(15.72日)以前であることから、その影響は無視できるものとした。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

ベンチアバリカルブイソプロピルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ベンチアバリカルブイソプロピル

今回残留基準を設定する「ベンチアバリカルブイソプロピル」の規制対象は、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
はくさい	2
キャベツ	0.05
ブロッコリー	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
たまねぎ	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	0.5
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.05
トマト	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
すいか	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
ほうれんそう	10
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	1
いちご	2

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	2
その他の果実 ^{注4)}	1
その他のスパイス ^{注5)}	6
その他のハーブ ^{注6)}	10
はちみつ	0.05

注1) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名 メタフルミゾン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.1	0.1	○	0.04		<0.02,<0.02(¥)(とうもろこし(子実))
大豆	0.5	0.5	○	0.2		0.16,0.16(¥)
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
さとうきび	0.02			0.02		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○			<0.1,<0.1(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25	○			16.34,16.52(¥)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.04,0.05,0.1
かぶ類の葉	60	60	○			15.22,16.72,21.37
はくさい	10	10	○			2.56,5.24(¥)
キャベツ	5	5	○			1.16,2.88(¥)
芽キャベツ	0.8	0.8		0.8		
ケール	40	40	○			(きょうな参照)
こまつな	40	40	○			13.49,27.8(¥)
きょうな	40	40	○			16.14,30.2(¥)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○	6		2.62,3.44(¥)
カリフラワー	3	3	○			0.78,1.33(¥)
ブロッコリー	10	10	○			3.40,5.08(¥)
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			(きょうな参照)
ごぼう	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	80	80	○	7		26.0,34.5(サラダ菜)、 7.32,33.5(リーフレタス)
たまねぎ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.14,2.93(¥)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.19,0.20(¥)
にんじん	0.3	0.3	○			<0.02,0.07(¥)
トマト	5	5	○	0.6		2.34,2.66(¥)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○	0.6		2.76,2.83(¥)
なす	3	3	○	0.6		0.76,1.20(¥)
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.6		
メロン類果実(果皮を含む。)	1			1		
ほうれんそう	70	70	○			25.2,51.0(¥)
しょうが	0.2	0.2	○			<0.02,0.04(¥)
えだまめ	10	10	○			4.06,5.16(¥)
みかん(外果皮を含む。)	8	8	○	3		1.90~3.09(n=6)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.08,1.29,2.19
レモン	5	8	○	2		1.72(すだち),2.13(かぼす)(¥)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	8	8	○	3		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	5	8	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	8	○	2		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	8	8	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.9			0.9		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン	4		申			0.97,1.27,1.78 (もも(果皮及び種子を含む。) 参照)
	4		申			
すもも(ブルーベリーを含む。) うめ	0.7		申			0.10,0.23(¥) 2.50,3.45,9.99
	30	10	○・申			
いちご	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
ぶどう	5			5		
キウイ(果皮を含む。)	15	15	○			4.72,5.04,5.56
その他のスパイス	40	40	○			9.80~17.46(n=6)(みかん(果皮))
その他のハーブ	40	40	○			(きょうな参照)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.2	0.03		0.15		
豚の脂肪	0.2	0.03		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.03		0.15		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.02	0.01		0.02		
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.02		推:0.027 (鶏の筋肉参照)
その他の家さんの筋肉	0.03	0.03		0.02		
鶏の脂肪	0.9	0.9		0.08		推:0.850 (鶏の脂肪参照)
その他の家さんの脂肪	0.9	0.9		0.08		
鶏の肝臓	0.08	0.08		0.02		推:0.079 (鶏の肝臓参照)
その他の家さんの肝臓	0.08	0.08		0.02		
鶏の腎臓	0.08	0.08		0.02		(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.08	0.08		0.02		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.08	0.08		0.02		(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.08	0.08		0.02		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2	0.2		0.02		推:0.165 (鶏の卵参照)
その他の家さんの卵	0.2	0.2		0.02		
魚介類	2	2				推:1.106
はちみつ	0.05					※1

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
どうがらし(乾燥させたもの)				6		※2
干しぶどう				13		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「どうがらし(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは「どうがらし(乾燥させたもの)」の加工係数を10及び「干しぶどう」の加工係数を2.54と算出している。

答申（案）

メタフルミゾンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

メタフルミゾン

今回残留基準を設定する「メタフルミゾン」の規制対象は、メタフルミゾン（E体及びZ体）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.1
大豆	0.5
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.1
さとうきび	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	60
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	0.8
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40
チンゲンサイ	10
カリフラワー	3
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	40
ごぼう	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	80
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	5
アスパラガス	0.5
にんじん	0.3

食品名	残留基準値 ppm
トマト	5
ピーマン	5
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6
メロン類果実（果皮を含む。）	1
ほうれんそう	70
しょうが	0.2
えだまめ	10
みかん（外果皮を含む。）	8
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	8
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	8
りんご	0.9
もも（果皮及び種子を含む。）	4
ネクタリン	4
すもも（プルーンを含む。）	0.7
うめ	30
いちご	0.1
ぶどう	5
キウイー（果皮を含む。）	15
その他のスパイス ^{注4)}	40
その他のハーブ ^{注5)}	40
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注7)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.9
その他の家きんの脂肪	0.9
鶏の肝臓	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08
鶏の腎臓	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08
鶏の食用部分	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 テフルベンズロン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01		0.01		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
てんさい	0.3	0.3	○			0.02,0.08(¥)
さとうきび	0.01	0.01		0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○			0.31,0.36(¥)
はくさい	0.3	0.3	○			0.03,0.09(¥)
キャベツ	0.3	0.3	○			0.06,0.10(¥)
チンゲンサイ	0.5	0.5	○			0.02,0.15(¥)
カリフラワー	0.01	0.01		0.01		
ブロッコリー	0.5	0.5	○			0.08,0.13(¥)
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.41,0.49(¥)(茎ブロッコリー)
ごぼう	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	1	○			0.31,0.40(¥)(レタス)
その他のきく科野菜	10	10	○			3.22,5.68(¥)(きくの葉)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.30,0.40(¥)(葉ねぎ)
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.08,0.1(¥)
トマト	2	2	○	1.5		
なす	0.5	0.5	○			0.07,0.13(¥)
その他のなす科野菜	0.2	0.2			0.2 韓国	【<0.05,0.12(¥)(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2		1.5		
しろり	0.3			0.3		
メロン類果実		0.3				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3			0.3		
まくわうり(果皮を含む。)	0.3			0.3		
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)(とうがん)
ほうれんそう	5	5	○			0.94,1.58(¥)
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
未成熟えんどう	3	3	○			0.93,1.45(¥)
えだまめ	1	1	○			0.22,0.32(¥)
その他の野菜	5		IT		5.0 韓国	【1.38,1.78,3.01(韓国えごま)】
みかん		0.05				
みかん(外果皮を含む。)	1		○			0.36,0.47(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.33,0.47(¥)
レモン	0.5	0.5		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5		0.5		
グレープフルーツ		0.5				
ライム	0.5	0.5		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5		0.5		
りんご	0.5	0.5	○	0.5		
日本なし	0.5	0.5	○			0.12,0.16(¥)(日本なし)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
もも		0.2				
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○			0.41,0.49(¥)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.11,0.20(¥)
いちご	1	1	○			0.11,0.33(¥)
ぶどう	0.7	0.7		0.7		
かき	0.5	0.5	○			0.16,0.19(¥)
パパイヤ	0.4	0.4		0.4		
ひまわりの種子	0.3	0.3		0.3		
茶	15	20	○			6.25,6.35(¥)(荒茶)※1
コーヒー豆	0.3	0.5		0.3		
その他のスパイス	5	5	○			1.16,1.79(¥)(みかん果皮)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.4	0.4		0.4		

答申（案）

テフルベンズロンについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

テフルベンズロン

今回残留基準を設定する「テフルベンズロン」の規制対象は、テフルベンズロンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.05
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
さとうきび	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1
はくさい	0.3
キャベツ	0.3
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1
ごぼう	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	10
ねぎ（リーキを含む。）	1
アスパラガス	0.3
トマト	2
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	2
しろうり	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.2

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	5
しょうが	0.05
未成熟えんどう	3
えだまめ	1
その他の野菜 ^{注5)}	5
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	0.5
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.5
いちご	1
ぶどう	0.7
かき	0.5
パパイヤ	0.4
ひまわりの種子	0.3
茶	15
コーヒー豆	0.3
その他のスパイス ^{注7)}	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類 ^{注8)} に属する動物の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注9)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.4
はちみつ	0.05
とうもろこし油	0.01

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 プロフラニリド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦				0.001		※1
大麦				0.001		※1
ライ麦				0.001		※1
とうもろこし	0.01		申	0.001		<0.01, <0.01, <0.01 (未成熟とうもろこし)
そば				0.001		※1
その他の穀類				0.001		※1
大豆	0.07		申			<0.01~0.05 (n=6) (大豆)、<0.01, 0.01, 0.02 (小豆類)、 <0.01, <0.01, 0.01 (えんどう)
小豆類	0.07		申			(大豆参照)
えんどう	0.07		申			(大豆参照)
そら豆	0.07		申			(大豆参照)
らっかせい	0.07		申			(大豆参照)
その他の豆類	0.07		申			(大豆参照)
ばれいしょ	0.04	0.04		0.04		
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.04		申	0.04		
かんしょ	0.04	0.01	○	0.04		
やまいも (長いもをいう。)	0.04			0.04		
こんにやくいも	0.04			0.04		
その他のいも類	0.04			0.04		
てんさい	0.01		申			<0.01<, <0.01, <0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01	○	0.01		
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	9	9	○			0.80~4.40 (n=6)
かぶ類の根	0.04	0.04	○			<0.01, 0.01, 0.02
かぶ類の葉	6	6	○			1.42, 1.95, 2.58
はくさい	2	1	○	2		
キャベツ	2	0.4	○	2		
ケール	10	10	○			1.26, 3.61 (¥) (たかな)
こまつな	6	6	○			1.20, 1.70, 2.28
きょうな	5	5	○			2.06, 2.30 (¥) (みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			(ケール参照)
カリフラワー	2	2	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○			0.33, 0.36, 0.73
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			(ケール参照)
チコリ	15		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
エンダイブ	15		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○			3.22, 6.07 (サラダ菜)、 1.54 (リーフレタス)
その他のきく科野菜	15		申			(レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)参照)
ねぎ (リーキを含む。)	3	3	○			0.10~1.32 (n=6)
アスパラガス	0.7		申			0.14, 0.25 (¥)
その他のうり科野菜	0.04			0.04		
しょうが	0.04			0.04		
未成熟えんどう	1		申			0.26, 0.50 (¥) (さやえんどう)
未成熟いんげん	0.6		申			0.07, 0.19, 0.24 (さやいんげん)
えだまめ	0.8	0.8	○			0.11, 0.27, 0.34
その他の野菜	1		申	0.04		(未成熟えんどう参照)
その他のオイルシード				0.001		※1
コーヒー豆	0.01			0.01		
その他のハーブ	10	10	○			(ケール参照)
牛の筋肉	0.2		申			【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.2		申			【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2		申			【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	0.2		申	0.15		
豚の脂肪	0.2		申	0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2		申	0.15		
牛の肝臓	0.03		申	0.03		
豚の肝臓	0.03		申	0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03		申	0.03		
牛の腎臓	0.03		申	0.03		
豚の腎臓	0.03		申	0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03		申	0.03		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.03		申	0.03		
豚の食用部分	0.03		申	0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03		申	0.03		
乳	0.02		申	0.015		
鶏の筋肉	0.02		申	0.02		<0.02 (n=6) (投与7日後)
その他の家きんの筋肉	0.02		申	0.02		
鶏の脂肪	0.8		申	0.15		推: 0.76 (皮膚) (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家きんの脂肪	0.2		申	0.15		
鶏の肝臓	0.3		申	0.03		推: 0.27 (投与7日後) (統計学的解析)
その他の家きんの肝臓	0.03		申	0.03		
鶏の腎臓	0.05		申	0.03		推: 0.048 (投与7日後)
その他の家きんの腎臓	0.03		申	0.03		
鶏の食用部分	0.05		申	0.03		推: 0.046 (心臓) (投与7日後)
その他の家きんの食用部分	0.03		申	0.03		
鶏の卵	0.1		申	0.03		推: 0.128 (投与15日後)
その他の家きんの卵	0.03		申	0.03		
はちみつ	0.05	0.05				※2
とうもろこし粉				0.002		※3

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬及び動物用医薬品の登録及び承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

※1) 国際基準が設定されているが、定量下限値0.01ppm以下であることから、基準値を設定しないこととした(一律基準0.01ppmが適用されることとなる)。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3) 加工食品である「とうもろこし粉」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうもろこし粉の加工係数を2.10と算出している。

答申（案）

ブロフラニリドについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

ブロフラニリド

今回残留基準を設定する「ブロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、ブロフラニリドのみとし、畜産物にあっては、ブロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bはブロフラニリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.07
小豆類 ^{注1)}	0.07
えんどう	0.07
そら豆	0.07
らっかせい	0.07
その他の豆類 ^{注2)}	0.07
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04
こんにやくいも	0.04
その他のいも類 ^{注3)}	0.04
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9
かぶ類の根	0.04
かぶ類の葉	6
はくさい	2
キャベツ	2
ケール	10
こまつな	6
きょうな	5
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	10
チコリ	15
エンダイブ	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注5)}	15
ねぎ（リーキを含む。）	3
アスパラガス	0.7
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.04

食品名	残留基準値 ppm
しょうが	0.04
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.8
その他の野菜 ^{注7)}	1
コーヒー豆	0.01
その他のハーブ ^{注8)}	10
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 ^{注10)}	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注11) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。